

少年法適用年齢引下げに反対するシンポジウム ～18歳・19歳に必要なのは「刑罰」か～

今年の6月、改正公職選挙法が施行され、18歳、19歳の若者に新たに選挙権が付与されました。また、これに伴い、民法の成年年齢を18歳に引き下げることについて議論されています。

そのような中、自民党や法務省を中心に、少年法の適用年齢を現行の20歳未満から18歳未満に引き下げるとの意見が強まっています。

少年法の適用年齢が18歳未満に引き下げられた場合、18歳、19歳の若者は、『成人』と扱われることとなります。しかし・・・

18歳、19歳の若者の立ち直り、ということを考えてとき、『成人』と同じ刑事手続により『罰』を与えれば良いのでしょうか。

それぞれの生活環境の調整や教育的な配慮が必要なのではないでしょうか。

本シンポジウムでは、少年法適用年齢引下げにより影響を受けると考えられる家庭裁判所や教育現場、児童福祉分野の関係者によるパネルディスカッションを通して、少年法適用年齢引下げによる問題点を多角的な視点から検討し、その弊害を明らかにします。是非ご一緒に考えてみませんか。

日 時：2016年9月25日（日）

午後1時30分～午後4時00分（午後1時開場）

場 所：仙台弁護士会館 4階大会議室

内 容：①基調報告

「少年法適用年齢引下げに関する論点整理および情勢報告」

②パネルディスカッション

「18歳・19歳に必要なのは『刑罰』か」

●パネリスト●

- ・伊藤 由紀夫氏（家庭裁判所調査官）
- ・高橋 正行氏（宮城県高等学校教職員組合）
- ・鈴木 俊博氏（キャプネットみやぎ事務局長、精神保健福祉士）

参加費：無料（事前申込不要）



主催 仙台弁護士会
共催 日本弁護士連合会
東北弁護士会連合会（予定）
お問合せ先：仙台弁護士会
TEL 022-223-1001
仙台市青葉区一番町2丁目9-18